様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 20 日

京 都 市 長 宛

提出者

住 所 京都市中京区西ノ京桑原町１

氏 名 株式会社島津製作所
代表取締役社長 山本 靖則

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-823-1113

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社島津製作所 三条工場
事業場の所在地	京都府京都市中京区西ノ京桑原町１
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	27 業務用機械器具製造業
②事業の規模	2025年3月期（2024年4月1日～2025年3月31日）個別業績 売上高 250,715百万円
③従業員数	およそ4,000名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・製品の加工・組立工程、試験・研究開発工程 引火性廃油→委託業者にて燃料として再生利用またはサーマルリサイクル 強酸、強酸(有害)→委託業者にて中和処理後に再資源化又はサーマルリサイクル 強アルカリ、強アルカリ（有害）→委託業者にて中和処理後に再資源化又はサーマルリサイクル 汚泥（有害）→委託業者にて埋立処分 廃PCB等→委託業者にてサーマルリサイクル 廃石綿等→委託業者にて埋立処分 廃水銀等→委託業者にて焙焼後、再生利用 ・構内診療所、試験・研究開発工程 感染性廃棄物→委託業者にてサーマルリサイクル ・環境設備のメンテナンス、清掃作業 汚泥(有害)→委託業者にて焼却処分または再資源化

(日本産業規格 Ａ列４番)

<table>
<tr><td colspan="3">特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">（管理体制図）
（別紙）特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>①現状</td><td>【前年度（　　年度）実績】
特別管理産業廃棄物の種類　別紙集計用シートのとおり
排　出　量　t　t
（これまでに実施した取組）
・事業活動上のトラブルやミスを削減し、排出量を削減
・各部門における産廃管理担当者（産廃リーダー）への講習の実施
・排出部門での削減方策の個別検討</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td>【目標】
特別管理産業廃棄物の種類　別紙集計用シートのとおり
排　出　量　t　t
（今後実施する予定の取組）
・事業活動上のトラブルやミスを削減し、排出量を削減
・各部門における産廃管理担当者（産廃リーダー）への講習の実施
・排出部門での削減方策の個別検討</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別管理産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>①現状</td><td>（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
○種類
引火性廃油（危険物屋内貯蔵所、一斗缶）、強アルカリ（ケミカルドラム缶）、強アルカリ【有害】（ポリタンク）、強酸（ケミカルドラム缶、設備より直接回収）、強酸【有害】（ポリタンク）、汚泥【有害】（ドラム缶、薬瓶、設備より直接回収）、感染性廃棄物（専用プラスチックケース）、廃水銀
○分別に関する取組
・各部門における産廃管理担当者（産廃リーダー）への講習の実施</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td>（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
分別の種類及び取組については上記と同様。</td></tr>
</table>

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

別紙集計用シートのとおり

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

別紙集計用シートのとおり

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t

別紙集計用シートのとおり

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

別紙集計用シートのとおり

（今後実施する予定の取組 ）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組）		
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（　　年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	t	
		（今後実施する予定の取組等）		
※事務処理欄				

別紙集計用シートのとおり

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

特　別　管　理　産　業　廃　棄　物　処　理　計　画　書　の　〔集計用シート〕

・下表にない種類の特別管理産業廃棄物については，「特別管理産業廃棄物の種類」欄に，品目名を記載してください。
・行が不足すれば，適宜追加してください。

特別管理産業廃棄物の種類	① 排出量(t)		② 自ら直接再生利用した量(t)		③ 自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		④ 自ら中間処理した量(t)		⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)		⑥ 自ら中間処理した後の残さ量(t)		⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)		⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)		⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		⑩直接及び自己処理した後の処理委託量(t)		（⑩＝①-②-③-④+⑤-⑧-⑨ ＝⑪+⑫+⑬+⑭+⑮）										⑪ 優良認定処理業者への処理委託量(t)		②+⑧自ら再生利用を行った量(t)		③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)	
																					委託先による区分															
																					⑫再生利用業者への処理委託量(t)		⑬熱回収認定業者への処理委託量(t)		⑭熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)		⑮その他の中間処理委託量(t)		⑯埋立処分委託量(t)									
法で定められている種類（シュレッダーダストなど、一律不可分のものについては、空欄行に記載してください。）	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量		①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量		①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量		①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量		④の量のうち熱回収を行った量		自ら中間処理を行った後の量		④の量から⑤の量を差し引いた量		⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量		⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量		中間処理及び最終処分を委託した量		⑫の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭除く)		⑬の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量		⑭の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量		⑮の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑯一⑭を除く)		⑯の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量		⑪の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量		②の量と⑧の量を合計したもの（自動計算）		③の量と⑨の量を合計したもの（自動計算）	
	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標
廃油（引火性）	23	22											0	0					23	22	10	10			13	12							23	22	0	0	0	0
廃酸（特管）	47	46											0	0					47	46	47	46											47	46	0	0	0	0
廃アルカリ（特管）	165	162											0	0					165	162	150	148			15	14							165	162	0	0	0	0
感染性廃棄物	4	4											0	0					4	4					4	4							4	4	0	0	0	0
廃PCB等	0	0											0	0					0	0															0	0	0	0
廃石綿等	0	0											0	0					0	0															0	0	0	0
廃油（特定有害）													0	0					0	0															0	0	0	0
汚泥（特定有害）	0	0											0	0					0	0					0	0							0	0	0	0	0	0
													0	0					0	0															0	0	0	0
													0	0					0	0															0	0	0	0
合計	239	234	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	239	234	207	204	0	0	32	30	0	0	0	0			239	234	0	0	0	0

（注１）トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。